

令和3年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：製造産業局生活製品課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		皮革・革靴の関税割当制度								
改正要望の内容		関税暫定措置法及び関税割当制度に関する政令において、令和3年3月31日に適用期限が到来する皮革・革靴について、関税割当制度（以下「TQ制度」という。）を延長。								
税番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
		牛馬革（染着色）	60%	13.3%、 16%	—	60%	13.3%、 16%	—	30%	
		牛馬革（その他）	60%	12%	—	60%	12%	—	30%	
		羊・やぎ革（染着色）	60%	16%	—	60%	16%	—	30%	
		履物（革を使用しているもの） ※革（牛・馬・羊・やぎ）及び 履物（革を使用しているもの） に関して、政令で定める一定の 数量以内まで暫定関税を適用 する。	60% 又 は4800 円 / 足 のうち いずれ か高い 税率	17.3%、 21.6%、 24%	—	60% 又 は4800 円 / 足 のうち いずれ か高い 税率	17.3%、 21.6%、 24%	—	30% 又 は 4300円/足 のうちい ずれか高 い税率	
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和3年4月1日から令和4年3月31日								
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>国内の皮革産業及び革靴産業は、ブランド化・高付加価値化やコスト削減などの構造改善や生産性向上などの競争力強化を進めることにより、主にアジア諸国から大量に輸入される製品に対抗できる製品優位性の確保を図る必要がある。</p> <p>しかしながら、近年、アジア諸国においては、欧州及び米国からの技術導入により生産技術・品質が急速に向上していることに加え、安価な人件費を利用した大量生産方式により圧倒的なコスト競争力を有していることから、国内の皮革産業及び革靴産業の競争力は相対的に減衰してきているところ。</p> <p>このような状況下において、消費者ニーズの多様化、海外製品の輸入増に加え、化学薬品等による加工コストも増大する中で、それらを販売価格に十分に転嫁できない状況にあり、引き続き厳しい事業環境となっている。</p> <p>また、国内の皮革産業及びその最大のユーザーである革靴産業は、中小・小規模事業者が大部分を占め、経営基盤は極めて脆弱であり、国際競争力も乏しい。</p> <p>さらに近年、欧州、中国からの輸入に加え、カンボジア、バングラデシュ等のLDC</p>								

	<p>(後発開発途上国) 諸国からの無税による低価格の輸入品が国内シェアを伸ばしたことで、これらの産業に従事する国内の製造業者は深刻な打撃を受け、厳しい業況が続いている。</p> <p>② 問題点</p> <p>このような状況下において、令和3年3月31日で関税暫定措置法の適用期限が終了するが、国内における皮革産業及び革靴産業が構造改善を進めているものの、現時点では、ブランド化・高付加価値化による競争力が十分備わったとはいえない。</p> <p>そのため、ブランド化・高付加価値化に対応するまで TQ 制度を維持存続しなければ、主にアジア諸国から大量に輸入される製品が国内市場に大量に流入することにより、国内産業に壊滅的な打撃を与える懸念がある。</p>
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>国内の皮革産業及び革靴産業の保護を目的とする他の措置として補助金の交付等が考えられるが、以下の観点から TQ 制度は有効な措置であると考えられる。</p> <p>ア. 社会的費用</p> <p>補助金支給に係るコストに加え、現下の経済情勢下においては、直接、製造支援等を行うための補助金は、市場原理をゆがめるおそれがある。あくまで各企業が、市場原理を前提とした上で国内産業に競争力をつけることが必要である。</p> <p>イ. 効果</p> <p>アジア諸国をはじめとする海外から大量に輸入される製品と対抗しうる国際競争力を備えるためには、TQ 制度による国内産業保護が効果的である。</p> <p>ウ. 効率性</p> <p>国内の皮革産業及び革靴産業は、中小・小規模事業者が大部分を占めており、産業全体を網羅する観点では、TQ 制度が効率的である。</p> <p>エ. その他</p> <p>特定産業保護のための経営コスト等に対する補助金は、国際的な批判を招くおそれがある。</p> <p>令和3年3月31日で関税暫定措置法の適用期限が終了するが、国内の皮革産業及び革靴産業が構造改善を進め、ブランド化・高付加価値化を達成するに至っていないため、TQ 制度を維持存続する必要がある。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>国内の皮革産業及び革靴産業は中小・小規模事業者が大部分を占めていることから、業界の構造改善及び競争力強化を実施し、アジア諸国をはじめとする海外から大量に輸入される製品と対抗しうる日本製品の優位性が備わるまで、本制度を維持する必要がある。</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>延長を行わなかった場合の影響について、TQ 制度の対象である革靴(革製の紳士</p>

靴、婦人靴、子供靴等)と TQ 制度対象外である運動用の革靴(革製のスパイク、登山靴等)の輸入浸透率(輸入数量/(出荷数量+輸入数量))の推移を比較してみると、TQ 制度の対象外である運動用革靴の輸入浸透率は、昭和 61 年の 24.9%から平成 29 年には 96.9%にまで上昇している。(表 1)

内需が平成 29 年の水準と変わらないものとして、TQ 制度の対象である革靴も輸入浸透率が 96.9%まで増加すると仮定すると、輸入数量は 23,475 千足から 38,094 千足へ 62.3%増加し、その分国内出荷数量は 15,837 千足から 1,219 千足へ 92.3%の減少となることが予想される。

また、国内出荷数量の減少に伴い、事業所数も減少することが考えられ、1 事業所あたりの出荷数量が平成 29 年の水準と変わらないものとする、事業所数も 92.1%の減少となり、TQ 制度撤廃後の想定では 18 事業所となる。(表 2)

表 1. TQ 対象革靴と TQ 対象外運動用革靴の輸入浸透率の比較(数量ベース)

	昭和 61 年	平成 7 年	平成 29 年
TQ 対象革靴	1.9%	11.8%	59.7%
TQ 対象外運動用革靴	24.9%	82.2%	96.9%

出典：貿易統計、工業統計(品目編)及び経済センサス-活動調査

表 2. TQ 対象革靴の想定計算(千足)

	平成 29 年	TQ 撤廃後の 想定	TQ 撤廃時(想定)と 平成 29 年実績の差
輸入数量(a)	23,475	38,094	+62.3%
出荷数量(b)	15,837	1,219	▲92.3%
内需(a+b)	39,313	39,313 (不変と仮定)	—
輸入浸透率(a/(a+b))	59.7%	96.9%	+37.2%
事業所数	228	18	▲92.1%

出典：貿易統計、工業統計(品目編)及び経済センサス-活動調査

※千足未満を四捨五入しているため合計において数値が合わない部分がある。

② 改正によって生じうる影響

—

③ 改正の妥当性

上記のとおり、TQ 制度を撤廃した場合には革靴産業は大きな打撃を受ける事になる。また、革靴は国内で生産される皮革素材の約 4 割を消費するため、国内皮革産業にも影響は波及し、皮革関連産業全体に甚大な被害が発生することが見込まれる。

本制度の延長により、新たな懸念を生じるものではなく、引き続き、急激な輸入数量の増加を緩和し、国内の皮革産業及び革靴産業が構造改善を進め、国際競争力

	<p>強化に向けた取り組みの促進を図ることができる。</p> <p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>経済産業省の令和元年度政策評価「2-1 ものづくり」において、国内製造業がグローバル競争に勝ち抜いていく上で必要な環境整備を実施し、国内製造業のものづくり機能の高度化によって、グローバル競争に向けた競争力を強化することとしている。</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>国内の皮革産業及び革靴産業は中小・小規模事業者が大部分を占める産業であるが、一方で、貿易自由化の進展やLDC 諸国からの輸入により国産品の需要を奪われる厳しい状況にある。そのため、国内皮革産業及び革靴産業の競争力強化に必要となるブランド化・高付加価値化や人材育成等の取組みに対し、年に2回程度実施される経済産業省の政策評価懇談会において、外部有識者等の評価も受けながら国として継続して予算措置を講じているところである。</p> <p>また、TQ 制度は、低税率の適用による需要者への安価な輸入品の供給の確保と、一定数量を超えた輸入分への高税率の適用による皮革産業及び革靴産業の保護を兼ね備えた効果的な制度であり、引き続き関係業界からの継続要望も強いことから、国内皮革産業及び革靴産業に十分な競争力が備わるまでの間は、予算措置と TQ 制度による支援が必要である。</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>平成 29 年 12 月の関税・外国為替等審議会関税分科会において、「国内の生産者及び消費者等との間の利益調整に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮する必要がある」ことを踏まえ、「暫定税率の適用期限を延長することが適当である」とされている。</p> <p>また、平成 30 年に行われた「関税制度に関する研究会」を踏まえた関税・外国為替等審議会 関税分科会(平成 30 年 11 月 28 日開催)の座長報告として、TQ 制度に関して「本研究会としては、まず「制度の見直し」に関して2点今後の方向性を示しました。まず、本制度については、今後も必要に応じて点検作業を行っていくことが望ましい。さらに、今後、大型 EPA の発効が相次ぐ中、現段階ではこうした変化が国内生産者や需要者にもたらす影響が定かではなく、RCEP などの新たな EPA の協議が引き続き行われていることから、今後の関税制度を取り巻く環境の変化や国内産業における競争力強化に向けた取組などを注視しつつ、本制度のあり方について、適当なタイミングで検討を行うことが望ましい。」とされている。</p> <p>国内の皮革産業及び革靴産業は中小・小規模事業者が大部分を占める産業であり、アジア諸国からの低価格品をはじめとする海外皮革製品の輸入増等もあることから、国内の生産者及び消費者の間の利益調整に及ぼす影響や産業政策上の必要性等を考慮し、予算措置と TQ 制度による支援が必要である。</p>
--	---

	<p>④ 関連措置</p> <p>皮革産業振興対策事業として、補助金・委託費による支援を行っている。</p>
--	---

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>皮革・革靴の TQ 制度は、昭和 61 年に導入されて以降、現在まで延長されているところ。</p>
<p>措置による効果</p>	<p>急激な輸入数量の増加を緩和し、国内の皮革産業及び革靴産業において、国際競争力強化に向けた取り組みを進めることができている。（「改正の効果と妥当性①改正によって期待される効果」参照）</p>